

政府情報システムのためのセキュリティ評価制度
(ISMAP)
運営委員会に関する基本方針

令和2年5月25日
(令和7年9月9日最終改定)

国家サイバー統括室・デジタル庁・総務省・経済産業省

目次

第1章 総則	1
1.1 本基本方針の目的	1
1.2 本制度の名称	1
1.3 用語の定義	1
1.3.1 制度所管省庁	1
1.3.2 ISMAP 運営委員会	1
1.3.3 ISMAP 運用支援機関	1
第2章 ISMAP 運営委員会	1
2.1 委員会の構成等	1
2.1.1 構成	1
2.1.2 委員の任期	2
2.2 委員会の業務	2
2.3 委員会事務局の所掌事務等	2
2.3.1 事務局の所掌事務	2
2.3.2 事務局における庶務	2
第3章 ISMAP 運用支援機関	2
3.1 所管省庁による監督	2
第4章 その他	3
4.1 本基本方針の改定等	3
4.2 ISMAP 運営委員会の運営等の詳細	3

第1章 総則

1.1 本基本方針の目的

本基本方針は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」（令和2年1月30日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「本部決定」という。）に基づき、国家サイバー統括室・デジタル庁・総務省・経済産業省が運営する「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」（以下「本制度」という。）における ISMAP 運営委員会の構成及び所掌事務等に関する基本的な事項を定める。

1.2 本制度の名称

本制度は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program: ISMAP（イスマップ））とする。

また、本制度のうち、リスクの小さな業務・情報の処理に用いる SaaS サービスを対象とする仕組みの名称を、ISMAP for Low-Impact Use: ISMAP-LIU（イスマップ エルアイユー）とする。

1.3 用語の定義

1.3.1 制度所管省庁

本制度を運用する省庁で、国家サイバー統括室、デジタル庁、総務省及び経済産業省をいう。

1.3.2 ISMAP 運営委員会

本部決定に基づき、制度所管省庁の下に設置される、有識者等で構成された本制度の運用に係る最高意思決定機関をいう。

1.3.3 ISMAP 運用支援機関

本部決定に基づき本制度の運用に係る実務及び評価に係る技術的な支援を行う機関であり、独立行政法人情報処理推進機構を指す。

第2章 ISMAP 運営委員会

2.1 委員会の構成等

2.1.1 構成

委員会は委員会事務局から委嘱される有識者の委員と制度所管省庁で構成する。有識者には以下の分野の専門家等を含めるものとし、その委嘱に当たっては委員の中立性等に配慮するものとする。

- ①情報セキュリティ監査
- ②クラウドコンピューティング
- ③情報セキュリティ

2.1.2 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2.2 委員会の業務

委員会は次に掲げる職務を行う。

- ① 本制度に関する規程等の制定・改廃に係る決定
- ② 「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）基本規程」に規定する ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストへの登録に関する決定
- ③ 同規程に規定する ISMAP 監査機関リストへの登録に関する決定
- ④ 上記に掲げるもののほか、本基本方針その他の本制度に係る規程等に基づき委員会に属せられた業務

2.3 委員会事務局の所掌事務等

2.3.1 事務局の所掌事務

事務局は委員会の運営に関し、以下の事務を所掌する。

- ①委員の委嘱と委員名の公表に関すること
- ②委員会の開催に関すること
- ③委員会の決定及び議事録の公表と運用支援機関への通知に関すること
- ④その他委員会の運営に関し必要な総合調整

2.3.2 事務局における庶務

委員会事務局の庶務は、制度所管省庁の同意と協力の下、国家サイバー統括室において処理する。

第3章 ISMAP 運用支援機関

3.1 所管省庁による監督

制度所管省庁は、ISMAP 運用支援機関の業務が適切に実施されるよう、ISMAP 運用支援機関との間で本制度の運用状況の共有や調整を行う。

第4章 その他

4.1 本基本方針の改定等

本基本方針の改定等は、制度所管省庁の合意によって行う。

4.2 ISMAP 運営委員会の運営等の詳細

ISMAP 運営委員会の業務の運営及び組織、手続の詳細については、別途「ISMAP 運営規則」において定める。

附則（令和2年5月25日 施行）

（施行期日）

- 1 本基本方針は、令和2年5月25日から施行する。

附則（令和4年11月1日 施行）

（施行期日）

- 1 本基本方針は、令和4年11月1日から施行する。

附則（令和7年7月11日 施行）

（施行期日）

- 1 本基本方針は、令和7年7月11日から施行する。

附則（令和7年9月9日 施行）

（施行期日）

- 1 本基本方針は、令和7年9月9日から施行する。